

県立西宮病院と市立中央病院の統合にかかる経営形態、運営費負担等に関する
意見書（案）

本市議会は、県立西宮病院と西宮市立中央病院の経営統合に関して、これまで平成２７年１２月に「県立西宮病院と市立中央病院の経営統合を求める意見書」、平成２９年３月に「県立西宮病院と市立中央病院の統合について速やかに決するよう求める意見書」をそれぞれ全会一致で可決し、県に対して提出した。

その後、県と市では統合に向けた事務レベルの検討会が平成２９年６月に設置され、統合新病院の「経営主体・形態、整備場所、整備費・運営費の負担方法、統合再編後の跡地利用など」について、計６回の協議が行われ、調整結果が本年６月に示された。

今後は年度内に統合の基本方針を発表し、来年度に基本計画の策定を行なう予定との報告を受けたところである。

これまでの県及び関係各位の統合に向けたご尽力に心から感謝するものである。

一方、示された調整結果については、なお一定の課題が残されていることから、本市議会においても検討を重ねた結果、以下のとおり要望するものである。

記

- 1 本市の運営費負担については、将来の一定時期に再度協議の機会を設けること。
- 2 将来、県立病院の経営形態の変更その他統合新病院を取り巻く医療環境が大きく変化した場合においては、統合新病院に対する市の関与及び負担について、改めて協議の機会を設けること。
- 3 統合新病院の管理・運営部門に市の職員の派遣を受け入れること。
- 4 統合新病院の用地については、市が用地費を負担して用地を取得した経緯を踏まえ、将来病院事業として利用しなくなった場合の用途については市に委ねること。またこの合意についてはかたちとして残すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年１０月 日

西 宮 市 議 会